

第 1 回令和 2 年度使用教科用図書安房採択地区協議会会議録

事務局：館山市教育委員会

第1回令和2年度使用教科用図書安房採択地区協議会会議録

1 日 時 令和元年6月11日（火曜日）午後1時30分

2 場 所 南総研修所1階図書室

3 出席委員

教育委員会代表	館山市	出山 裕之	大澤 光彦
	鴨川市	月岡 正美	石井 千枝
	南房総市	三幣 貞夫	小宮 忠
	鋸南町	富永 安男	篠原 恭恵
校長代表		渡邊 均	田村 正雄
教諭代表		青木 康悦	森 崇
保護者代表		中山 亮	吉田 直美
		伊藤 健一	岩瀬 孝子

4 欠席委員

なし

5 事務局

館山市教育委員会教育総務課長	小宮 雄三
指導主事	津嶋 栄子（書記）
主任指導主事	田中 和人

【 記 録 】

開会前に、事務局の紹介、委員の紹介

午後1時30分開会

事務局 ただいまより、第1回令和2年度使用教科用図書安房採択地区協議会を開催いたします。はじめに、安房地区教育委員会連絡協議会 大澤光彦 会長より、ご挨拶を申し上げます。

大澤会長 本日は公私共にお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。また、皆様方には日頃より安房教育の充実・発展にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、教科用図書の採択は各市町村単位で行うのですが、教科用図書の無償措置に関する法律により、地区内で同一の教科用図書を選定し、採択

することが定められております。

本日は安房管内4市町の各教育委員会代表者、校長、教員代表及び保護者代表者の全16名でこの協議会を組織し、教科用図書採択のための協議を行うために、お集まりいただきました。

現代社会だけでなく将来に向けても、生きる力を育成するために、子どもたちの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をどう捉え、どのように育成するのか、また、学力低下の問題にどう取り組んでいくのか等々、様々な教育的課題がある今日の状況ですが、子どもたちの「生きる力」を育成する上で、極めて重要な教材となるのが教科書と言えます。

今年度新たに採択する教科書は、小学校では、全ての教科書。中学校では特別の教科道徳以外の教科書。そして、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級で使用する教科用図書です。いずれも子どもたちにとって大切なものですので、慎重なご審議をよろしくお願いいたします。以上で挨拶といたします。

事務局 この後の進行については、採択地区協議会会長が議長として会を進行するところですが、採択地区協議会の会長が決まっておりませんので、仮議長として協議会事務局の小宮事務局長に進行を依頼したいのですが、よろしいでしょうか。

委員 異議なし。

事務局 ありがとうございます。それでは、小宮事務局長お願いいたします。

事務局長 では、会長が決まるまで議事の進行をいたします。よろしくお願いいたします。はじめに、概要説明の(1)教科用図書安房採択地区協議会の設置について、事務局お願いいたします。

事務局 教科用図書採択地区協議会についてですが、はじめに教科書制度から説明させていただきます。資料3ページをご覧ください。全ての児童生徒は、学校教育法の定めにより、教科書を用いて学習する必要があります。ただし、特別支援学級においては、適切な教科書が無いなど特別な場合には、これら教科書以外の一般図書を教科書として使用することができます。次に4ページをご覧ください。教科書が使用されるまでには、①教科書発行者による著作編集、②文部科学大臣による検定、③学校を設置する教育委員会による採択、採択というのは、教科ごと、正式には種目といますが、複数ある教科書の中から1種類を教科書に決めることです。そして、④発

行及び使用という流れがあります。5 ページの中ほど、表 1 をご覧ください。小学校を例にしますと、平成 25 年度に検定に合格した教科書を、平成 26 年度に採択し、27 年度から使用している、ということです。なお、教科書は、一度採択したら基本的に 4 年間、同一の教科書を使用しなければならないとされています。

続いて、教科書採択の方法についてです。先程も申し上げたとおり、市町村立小中学校で使用する教科書採択の権限は、その学校を設置する教育委員会にあります。ですが、9 ページをご覧ください。採択にあたっては、都道府県教育委員会が採択地区を設定し、この採択地区が 2 つ以上の市町村の区域からなる場合、これを共同採択地区といますが、地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会を設けて、その協議の結果に基づいて、種目ごとに同一の教科書を採択しなければならない、とされています。資料 15 ページにありますとおり、千葉県内には、15 の採択地区があり、安房地区は館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町で 1 つの共同採択地区として設定されております。ですから、本協議会は、安房地区の館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、各教育委員会が、同一の教科書を採択するために、新たに採択する教科書について協議、選定することを目的としています。以上で説明を終わります。

事務局長 教科用図書安房採択地区協議会の位置づけについて、質問、ご意見等ございますか。

委員 意見なし。

事務局長 無いようですので、次に（2）教科用図書安房採択地区協議会の規約について、事務局、お願いいたします。

事務局 資料 16 から 17 ページをご覧ください。

この規約につきましては、すでに、各市町の教育委員会会議において承認されておりますので、簡潔に説明させていただきます。

第 1 章 第 1 条（目的）ですが、本年度は令和 2 年度の使用に係る教科用図書を採択するための協議を行うために設置されます。関係する法令及び通知は、19 から 21 ページに載せてあります。

第 2 章 第 4 条（組織）、第 5 条（委員）ですが、各市町教育委員会により選任され、今、ここにお集まりの皆さんが委員となります。

第 3 章 第 6 条（会長及び会長の職務）ですが、会長は委員の互選によ

り選出されます。この後選出を行います。

第7条（協議会の会議及び教科用図書の選定方法）ですが、会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができません。また、会議の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによります。

第8条（協議会の事務）ですが、今年度新たに採択する、小学校の全ての教科書と、特別支援学級で使用する教科用図書についての協議、選定と、専門調査員会の設置に関する事務を行います。

第4章 第9条（専門調査員）では、教科用図書に関する専門的事項を調査研究します。専門調査員長は、調査員の互選により選出します。また、その結果について資料を作成し、本協議会に報告します。

以上が、本規約の中心となるところです。なお、本規約につきましては、すでに各市町教育委員会において承認されていることを申し添えます。

事務局長 協議会規約について、何か質問はございますか。

小宮委員 ちょっと、1ついいですか。17ページの1番下の附則なのですが、令和元年5月22日から施行され、令和元年5月1日から適用するという日付なのですけども。解釈しにくいので説明してもらえますか。

事務局 今年、いくつかのところを訂正して、各教育委員会会議で承認されたところですが、規約の題名に「令和2年度」と入っていますが、これから先も使われる規約であれば、「令和2年度」と限定しなくてもよい。令和2年度のものと考えこのようなものとなりました。

小宮委員 5月22日から施行し、適用が5月1日という、逆転していることについて説明していただきたい。

事務局 これは来年度、改めて協議したいところです。今回の採択に向けて、実際には5月1日から作業がはじまっていたので、5月1日を基準として施行したいところですが、5月22日となったのは、各市町の教育委員会会議中の、最後の教育委員会会議が行われた日付としたためです。要するに、それまでは、各市町の教育委員会で承認されていなかったためです。

5月22日に全ての教育委員会で承認され、繰り上がって5月1日に遡り、適用されたという説明になります。事務局でも色々確認し、このような記述で成立するというを確認しました。

石井委員 鴨川市の教育委員会会議が1番遅かったのですね。その委員会でも、こ

こが話題になって。万一、鴨川が異論を唱えたらどうなるのだろうということも出ました。そこまではいきませんでした。可能であれば、4月中に教育委員会会議を開いたときに、議題としてかけることができれば、1番すんなりいくのではないかと、という話も出ました。

事務局 今年事務局をやり、準備が整った時には、4月の教育委員会会議が終わってしまっていました。来年度は、申し送りをしっかりと、4月に規約について教育委員会会議で諮れるようにして、もっと整ったものにしていきたいと思います。貴重な意見ありがとうございました。

三幣委員 附則の内容が、法的に問題がないとしたら、来年もそういう形があり得ると思わないと、来年4月中に教育委員会会議を開くことになったときに、事務的に間に合わないことも考えられるわけですね。今も、何もしなくて5月に入っているわけではなくて、4月から動いていて、5月の教育委員会会議にかけるのが、ぎりぎりのところになっていると思う。来年度の事務の進み方によっては、今年と同じようなこともあり得ると思っておいた方がよいのではないかと思います。

事務局 館山市も調査委員等の選出について、教育委員会会議に諮るという新しい取り組みをしました。来年は、4月に間に合うように事務の方を引き継ぎたいと思います。

出山委員 今年、地教連の総会が5月24日に行われました。その前にやってしまう、ということですか。この総会の前に、各市町の教育委員会に協議資料を送り了解を得るということになりますかね。

事務局 はい。その流れが先程石井委員が言われたように、何かあったときに次に影響が及ばないと思うので、4月に行うのがよいと思います。

富永委員 はい。もう少し単純に考えてですね、色々な規則がありますけども、附則を見ると、ほとんどのものが何月何日から施行するというものが多い。

今回、適用が5月1日と入ってきてしまい、日にちが勘違いや誤解を生じてしまう。どうしても適用を入れなければならないのか。とってしまってもよいのではないかと。

事務局 はい。

月岡委員 今、石井委員と三幣委員から2通りの話が出たと思いますが、今この場でどちらかに決める必要はないので、今年は、もうこれでやるしかない。来年度については、2つの考え方があるので、これから事務局で検討して、

1 番無理のない方を採用していけば、今ここで決める必要はないと思います。

三幣委員 少なくとも、規約は4月までに決められるかもしれないけれども、その他の人の推薦等については5月の教育委員会議にかける、というような見通しを持っていないと、今年と同じように全て4月に持ってくるのは無理だと思います。PTAの動きも5月のゴールデンウィークを過ぎないと決まらないし、校長会など色々な組織も同じ。分けて考えれば可能かと思いますが、色々な可能性をもって、できるだけ規約については4月中に決める、という方向で良いのではと思います。

事務局 はい。4月の教育委員会会議で決めるのは規約だけで、その規約が4月に決まったことにより、その後調査委員や採択協議委員の選出が、規約に基づいて動けますので、2回に分けてやりたいと考えております。

事務局長 今、事務局から説明がありましたが、よろしいでしょうか。

委員 異議なし。

事務局長 続きまして、規約の6条にあります(3)会長の選出について、事務局、お願いいたします。

事務局 資料18ページの組織表をご覧ください。さて、会長についてですが、規約第6条で、委員の互選により、選出することとなっておりますので、ご協議をお願いいたします。

事務局長 それでは、委員の互選ということですので、ご推薦をお願いいたします。

富永委員 はい。地教連会長である大澤光彦委員を推薦します。

事務局長 ただいま、地教連会長であります館山市教育委員会 大澤光彦委員という推薦がありましたが、承認していただけますでしょうか。

(拍手多数)

ありがとうございます。それでは会長は、大澤光彦様をお願いいたします。

事務局長 続きまして(4)職務代理者の指名について、事務局お願いいたします。

事務局 規約第6条の4に会長があらかじめ指名するとありますので、よろしくをお願いいたします。

事務局長 それでは、職務代理者の指名について、大澤会長よろしくをお願いいたします。

大澤会長 安房郡市教育長会長・館山市教育委員会の出山 裕之 教育長にお願い

します。

事務局長 それでは、会長指名により職務代理者は、館山市教育委員会 出山 裕之 教育長にお願いいたします。

会長が決まりましたので、本会議は規約第7条により、議長は会長が行うとありますので、仮の議長の任を解いていただき、大澤会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

大澤議長 では、協議に移る前に再度出席確認を行います。委員16名中16名の出席があり、半数以上の出席がありますので、本協議会は成立することを確認します。

書記、並びに議事録署名人についてですが、書記を 館山市教育委員会教育総務課津嶋指導主事、議事録署名人については、教諭代表 鴨川市立長狭小学校教諭 青木康悦（あおきやすよし）委員、保護者代表 館山市中山亮（なかやまあきら）委員 をお願いいたします。

それでは、協議に移ります。（1）令和2年度使用教科用図書選定の手続きについて、事務局お願いいたします。

事務局 はじめに、今年度、本協議会で選定する教科書について説明いたします。資料の19ページをご覧ください。今年度新たに採択する教科書は、小学校では、全ての教科書、中学校は、特別の教科道徳以外の教科書、そして、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級で使用する教科用図書です。これは、特別支援学級の児童生徒においては、実態により、いわゆる教科書以外の一般図書の中から選定することができるとなっています。資料28から31ページをご覧ください。備考欄に○印がついているものは、昨年度までに安房地区で選定されたものです。今年度は新たに備考欄に※印のある3冊が候補に加わることとなりました。この新しい3冊について選定をしていただきます。採択までの手続き・流れですが、資料21ページ下、教科用図書採択事務の流れをご覧ください。現在、22ページの（2）採択地区協議会の第1回会議を行っています。

この後、新たに選定する教科書について、（3）の専門調査委員会を開き、専門調査員により、教科書の調査研究と報告書の作成を行います。そして、（5）の採択地区協議会第2回会議において、専門調査委員会からの報告をもとに、教科書の選定を行います。本協議会で選定された結果を、各市町教育委員会に報告し、各市町教育委員会において採択をするという

ことになります。

次に、小中学校の教科書採択について、もう少し詳しく説明いたします。資料の5ページ、表1をご覧ください。はじめに小学校です。小学校の31年度、採択の欄を見ると△がついています。これは、「小学校の全ての教科」において、30年度の検定に合格した教科書の中から、新たに採択を行うことを示しています。よって、「小学校の全ての教科」について本協議会で選定する必要があるということになります。ですから、先程、採択までの流れでお示ししましたとおり、この後、専門調査委員会を開き、その報告をもとに次回の本協議会で選定を行います。

次に中学校について説明します。細かな説明となりますので少しゆっくり説明させていただきます。中学校は、昨年度、特別の教科道德の採択を新たに行いました。昨年度の通知により、特別の教科道德については平成31年度及び32年度の2年間は同一の教科書を採択しなければならないとされているため、特別の教科道德については、選定は必要ありません。それ以外の教科書については、表1にありますとおり、前回の採択から4年が経過し、今年度は新たな採択が必要になります。・・・が、ここで改めて19ページをご覧くださいと思います。四角の中の「中学校用教科書の採択について」を読ませていただきます。特別の教科道德以外の教科書について新たに採択を行うこととなるが、平成30年度検定において新たに合格した図書の申請がなかったため、基本的には前回の平成26年度検定合格図書の中から、採択を行うこととなること。

このため、採択において参考とできるよう、平成26年度検定合格図書に関する教科書編集趣意書を文部科学省ホームページに掲載しているほか、平成27年度教科書見本の時点から変更のあった箇所についてまとめたものを、一般社団法人教科書協会より各都道府県教育委員会に対して4月中に送付していることを予定していること。例年どおり、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に選択が行われることが必要となるが、その際、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられること。

どうということかと申しますと、もう一度資料5ページの表1をご覧ください。中学校31年度の採択の欄を見ると白△がついていて、本来であれば30年度に◎がついているので、ここで検定に合格した教科書の中から本

年度新たに採択することになるのですが、この30年度の検定で合格した新しい教科書が1冊もなかった。だから、4年前の26年度に合格した教科書の中から採択してください、ということです。その理由として考えられるのは、表1にあるとおり、来年度にも新たな教科書採択を予定しているからです。これは次期学習指導要領の実施に伴うもので、平成33年度（令和3年度）の完全実施に向けて、32年度（令和2年度）に教科書の採択を行うものです。ですから、今年採択する教科書は、来年度1年間だけの使用となり、すぐまた新しい教科書になるということです。ですから教科書会社は、この1年間のためには新しい教科書をつくらなかったことになります。そこで、皆様にご審議いただきたいことは、この中学校の特別の教科道徳以外の教科書について、新たに専門調査員による調査研究を行った上で、改めて選定を行うか、ということです。先程読み上げた通知の中にも、「4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられること。」とありました。26年度に検定に合格した教科書は、27年度の本協議会において専門調査員による調査研究を行った上で選定されました。その際選定、採択された教科書の一覧、議事録、調査研究の報告書、平成27年度教科書見本の時点から変更のあった箇所についてまとめたものをそれぞれ資料としてテーブルにおかせていただきました。ご審議よろしくお願いいたします。

大澤議長 ご理解いただけましたでしょうか。ご質問がありませんか。

無いようでしたら、今事務局から話があった、中学校の特別の教科道徳以外の教科書について、新たに専門調査員による調査研究を行った上で、改めて選定を行うかどうか審議したいと思います。ご意見はありますか？

三幣委員 では、よろしいですか。私は、教育委員会の立場から2つです。1つは、現在使われている教科書について、特に問題があるなどの報告は受けておりません。もう1つは、もしここで、中学校の教科書を替えるとなると、教師用の指導書を全て新しくしなければいけないのです。また、それによって、各学校の先生は、1年間のために勉強し直すということで、非常に負担になるのかなということを考えますので、今、事務局から提案があったように、中学校の教科書については、専門調査員を置かないで、今の教科書をそのまま使っていくということで良いのではないかと思います。

大澤議長 はい、ありがとうございました。その他に何かございますか。

月岡委員 はい。平成27年度に採択した時点から、これまで変更のあった箇所については、教科書を替えなければいけないほど、大きな変更は無いように思っています。それから、今使っている教科書に、特段問題がなければ、来年度、また採択をするということで、来年度1年限りの教科書を採択するということになるので、現状の教科書を選定するということで良いのではないかと思います。

大澤議長 はい、ありがとうございます。その他、何かございますか。

出山委員 はい。館山市におきましても、今回使っている教科書で、不都合があるということは聞いておりませんので、あえて、専門調査員会議を1年のために置いたり、更には、指導書が新しくなったりしてしまうと、費用面や苦勞することもあると思いますので、このままでよろしいのではないかと思います。

大澤議長 はい。ありがとうございます。

田村委員 はい。中学校現場の方からはですね、特段、今の教科書が使いにくくて困るというような意見は聞いておりません。

渡邊委員 はい。教科書が替わることによって、年間指導計画を、教科によっては、0ベースから作り直さなければならない可能性があることですか、あるいは、教材研究を、また1からやり直さなければならないことが予想されます。来年度、1年間ということであれば、現在のもので良いのではないかと私は思います。

大澤議長 はい。その他に何かありますか。

委員 意見無し。

大澤議長 ありがとうございました。皆様の意見を総合すると、前回の選定結果と4年間の使用実績を尊重し、4年前に選定したのと同じ教科書を選定するということで良いのではないかなという意見が多いようですが、ご異議ありますか。

委員 異議なし。

大澤議長 特になければ、中学校の特別な教科道德の教科書以外の教科書については、別紙一覧にあるとおり、選定することにいたします。ありがとうございました。それでは、資料27ページにある教科書となります。

それでは、続いて、協議の2番目、専門調査員の委嘱について、事務局、お願いいたします。

事務局

はい。慎重なご審議ありがとうございました。

只今、中学校の特別な教科道德の教科書以外の教科書については選定が終わりましたが、残る小学校の全ての教科の教科書、そして、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学級で使用する教科用図書については、先程の手続きの中にもありましたが、今後、専門調査員により、教科用図書の研究、並びに本協議会における選定のための資料づくりを依頼していきます。専門調査員の選出については第9条の3項、関係市町教育委員会の推薦に基づき、会長が委嘱することになっており、すでに関係市町に推薦をいただいております。資料23から24ページが専門調査員名簿です。本日午後3時から専門調査員の委嘱を行います。推薦をいただいた専門調査員は適任であると判断し、委嘱したいと思いますが、専門調査員がこの方々でよろしいか、ご協議をお願いいたします。

大澤議長

只今の件につきまして、何か質問ございますか。無いようでしたら、拍手でご承認いただけますか。

(拍手多数)

大澤議長

ありがとうございました。それでは、2番目の協議を終わらして、3番目、日程について事務局お願いいたします。

事務局

調査日程については、ただいま専門調査員について承認いただきましたので、本日、この後に会長より委嘱状を交付していただき、第1回専門調査員会議を開きます。その後は、3回程度、専門調査員会議を開き、資料づくりを進めてもらう予定です。

続きまして、教科書展示会については、資料25ページをご覧ください。館山教科書センター（この建物1階の図書室）にて、6月14日（金）より7月3日（水）まで展示いたします。鴨川教科書センター（鴨川市図書館）にて、6月14日（金）から6月30日（日）まで展示いたします。いずれも休館日を除く14日間の展示です。選定の参考のために、ぜひご覧いただきたいと思います。

専門調査員会議の日程は、本日この後の会議で決定します。なお、採択地区会議については、本日第1回目の会議を行いましたので、第2回目は7月16日（火）午後1時30分から、この建物の1階図書室で行いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

大澤議長

何か質問等ございますか。無いようでしたら、その他について、事務局、

お願いいたします。

事務局

ありません。

大澤議長

無いようですので、以上で協議事項が終了となります。これで、議長の任を解かせていただきます。皆さん、ご協力、ありがとうございました。

事務局

大澤会長、ありがとうございました。

6番のその他ですが、2点連絡があります。

1点目は、守秘義務についてです。教科書採択における公正を確保するためには、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静謐な審議環境を確保する必要があります。そのため、採択期間である8月31日までは、採択事務について知り得た内容については守秘義務を課させていただきますので、よろしくお願いいたします。ですから、本日の資料についてもお持ち帰りいただいても構いませんが、その際の扱いには十分ご配慮ください。不要の方は、そのまま机に残していただければ、こちらで回収いたします。

一方で、教科書採択に関する信頼を確保する観点から、情報公開も必要です。安房採択地区協議会では、9月1日以降、開示請求があったものに関しては、開示します。内容としては、①本協議会の規約、議事録、専門調査委員会による調査報告書です。本協議会の委員、専門調査員の名前については、個人が特定できないように、名簿や議事録の名前の部分を伏せて開示する予定であります。開示請求には、事務局が対応しますので、開示についての問い合わせがあった場合には、「事務局の館山市に問い合わせてください。」とお答えください。

2点目です。本採択地区協議会に係る経費につきましては、安房地区教育委員会連絡協議会で負担することとなっています。そこで、皆様の机の上には、旅費と領収書を用意しました。サインだけで結構ですので、この会議終了後に記入後、ご提出くださるようお願いいたします。

その他、皆様の中から、何かありますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第1回令和2年度使用教科用図書安房採択地区協議会の一切を終了します。ありがとうございました。

午後2時30分閉会

青木 康悦

議事録署名人 教諭代表

中山 亮

議事録署名人 保護者代表
